

地域再生計画認定申請マニュアル

(各 論)

<まち・ひと・しごと創生寄附活用事業部分抜粋>

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認下さい。

2018年12月21日

内閣府 地方創生推進事務局

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

2-1 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（内閣府）：【A2007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があります。そのため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を創設しました。

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、当該法人に対する課税の特例措置を設けるものです。

② 認定申請を行う主体

以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独又は共同で申請することが可能です。

A) 都道府県 地方交付税の不交付団体であること。

B) 市町村 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域（※）とされていること。

（※）首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等

③ 対象となる事業

地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））の設定、評価方法（PDCA サイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象となります。

なお、基金を活用した事業についても、⑤の取扱いにより、対象となります。

④ 支援措置に係る必要な記載事項及び必要な手続き

（1） 必要な記載事項

認定申請に当たっては、地域再生計画の記載事項のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、様式1のとおり次のaからiの項目を記載してください。

a. 事業の名称

b. 事業区分

c. 事業の内容

d. 当該地方公共団体の地方版総合戦略における事業の位置付け

e. 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

f. 事業費

g. 申請時点での寄附の見込み

h. 事業の評価の方法（PDCA サイクル）

i. 事業実施期間

※ 相互に関連する複数の事業を申請する場合には、これらの項目を事業ごとに区分して記載するようにしてください。

(2) 認定申請に当たって必要な書類

i 認定申請を行う地方公共団体の地方版総合戦略

関連部分を抜粋するなど、地方版総合戦略における、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の位置付けがよくわかる形で提出してください。

ii まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に係る予算関連資料

地域再生計画に記載された事業費に係る予算の議決（見込み）を確認するため、歳出予算書の該当部分の写し等を提出してください。

iii 基金への積立てに充てる寄附を活用する事業の認定申請に当たっては、i 及び ii に掲げる書類に加えて、⑤の【認定申請に当たって必要な書類】に記載の書類を提出してください。

(3) 法人からの寄附の受領

認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の執行後、事業費が確定した後に、寄附額が事業費を超えない範囲で受領してください。ただし、事業費が確定する前であっても、寄附の受領を行おうとする時点において、契約の履行状況や給付金の交付決定状況を個別に確認した上で最低限の執行が確実に見込まれる額の範囲内で寄附を受領することは可能です。その場合には、最低限の執行が確実に見込まれる額、受領した寄附額等を様式2により四半期ごとに国へ報告してください（7月・10月・1月・4月末報告期限）。

また、実際の支払いを伴わない、法人からの寄附の申し出については、事業の企画立案から事業の実施完了にいたるまで、いずれの段階でも受け入れることができます。

なお、基金への積立てに充てる寄附については、⑤を参照してください。

(4) 寄附を行った法人に対する受領証の交付

認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対して寄附を受領したことを証する書類を交付してください。

(5) 事業実施後の報告

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の完了後、KPI（事業の実施状況に関する客観的な指標）、事業費及び関連する寄附額を様式3-1により国へ報告してください。

また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、事業年度ごとに、これらの事項

を報告する必要があります（基金への積立てを行う場合は、様式3-1及び様式3-2により国へ報告してください）。

⑤ 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、下記のi～iiiの要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体がiv～xの運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附が、本税制の対象となります。

【基金の要件】

- i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。
- ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであるほか、複数の事業の実施を目的とする場合には、全ての事業が地域再生計画に記載されたものであること。
- iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれるものであること。

【運営管理】

- iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。また、積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を10割未満とすること。
- v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える場合には、天候の状況その他の事由にかかわらず事業の実施が確実であるとともに、過去の執行率等を踏まえ最低限の執行が見込まれる額の範囲内で寄附額を受領することにより、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれること。
- vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。
- vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を様式3-1及び様式3-2により国へ報告すること。また、各年度における基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合が5割を超える基金を活用した事業について、寄附の受領を行った場合は、当該年度内に受領した寄附額、寄附の累積総額が最低限の執行が見込まれる額の範囲内である理由等を様式3-2により国へ報告すること。
- viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回るおそれがあると判断される場合は、事業の内容について国が行う助言に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。
- ix viiiの助言が行われた年度の翌年度以降、2年度を経て、なお改善が見られない場合

は、認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。

- x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

【認定申請に当たって必要な書類】

④の(2)のi及びiiに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

- ・当該基金の設置条例（議決前にあっては条例案）
- ・積立て額、寄附額、事業費、基金残額等を記載した様式3-2

⑥ 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものです。現行の地方公共団体に対する法人の寄附である損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

A) 法人住民税

寄附額の2割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

B) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

C) 法人事業税

寄附額の1割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

⑦ 実施期間

本税制の適用期限である2019年度までの事業を申請可能です。ただし、複数年度を事業期間とする地域再生計画を提出するにあたっては、年度ごとに事業費、寄附の見込額及びKPIの目標値を区分して記載することが必要です。

⑧ 地域再生計画の変更について

総事業費の2割以内の増減や地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更などの軽微な変更以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑨ 認定地方公共団体の行為の制限

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはなりません。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

⑩ 認定地域再生計画の公表について

認定地域再生計画については、広く周知を図るため全ての計画書を「企業版ふるさと納税ポータルサイト (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)」で公表します。

その際、各地方公共団体の照会先として、基礎データ表に記載の担当部署名、電話番号及び公式ウェブサイトトップページへのリンクを併せて掲載します。基礎データ表と異なる照会先としたい場合は、個別にご相談ください。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

○○事業

② 事業区分

○○

③ 事業の内容

【事業の概要】

○○

【年度ごとの事業の内容】

(2019年度)

○○

④ 地方版総合戦略における位置付け

○○

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標 (重要業績評価指標 (KPI))

事業の名称	○○事業		基準年月
KPI			
申請時			○年○月
2019年度			○年○月

⑥ 事業費

(単位：千円)

事業費の額	
2019年度	計

⑦ 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

寄附法人名 ^{*1} ^{*2}	寄附の見込額	
	2019年度	計
株式会社○○		
製造業		
サービス業		

計		
---	--	--

※1 申請時点で複数法人からの寄附が見込まれる場合は、適宜列を追加して記載

※2 企業との関係で個別の法人名を記載できない場合には、製造業、サービス業などの業種を記載

⑧ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

【評価の手法】

〇〇

【評価の時期及び内容】

〇〇

【公表の方法】

〇〇

⑨ 事業実施期間

〇年〇月から〇年〇月まで

⑥ 事業費

予算書の事業費を記載してください。

※ 複数の事業を包括するプロジェクトに関し、そのうちの1つの事業を「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として」認定申請を行う場合には、地方創生応援税制を活用する事業の事業費のみ記載してください。

⑦ 申請時点での寄附の見込み

申請時点での寄附の見込み額を記載してください。また、地域再生計画に記載された内容は公表されますので、個別の社名を記載されることについて企業との関係で差しさわりのある場合には、製造業、サービス業等の業種を記載してください。

⑧ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

- ・ 【評価の手法】においては、行政以外の第三者を参画させた体制で評価を実施してください。
- ・ 【評価の時期及び内容】について、評価は、事業完了後、速やかに行われるようにしてください。また、実施期間が複数年度にわたる事業については、毎年度検証することとってください。

⑨ 事業実施期間

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例は、2019年度までの事業に適用が可能です。

このほか記載方法の詳細については、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）付録10を参照してください。

様式 2

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業における
事業費確定前の寄附受領に係る報告書

年 月 日

内閣府地方創生推進事務局長 殿

(都道府県知事 市町村長) 名

年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度
の実施にあたって、事業費確定前に寄附を受領したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

--

2 事業費見込額及び受領した寄附額

事業費見込額	円
最低限の執行が確実に見込まれる額	円
受領した寄附額（累計額）	円

3 最低限の執行が確実に見込まれる額の算定根拠

(例)

契約額 5,000 万円のうち、寄附の受領を行おうとする時点において、履行状況を個別に確認したところ、人員確保及び資機材手配により受注者が契約額の 20% (1,000 万円) を執行済みであった。さらに、11 月に実施予定のイベントについては、仮に中止になった場合でも会場借用及び出演者に係るキャンセル料 (200 万円) は確実に発生することから、契約の条項に基づき 1,200 万円を最低限の執行が確実に見込まれる額として算定した。

4 事業費確定前の寄附を受領した法人一覧（累計）

受領日	寄附法人名	金額
○月○日		円
合計		

(留意事項)

※1 「受領した寄附額（累計額）」は、「最低限の執行が確実に見込まれる額」を超えることはできません。事業費確定前の寄附の受領を行う場合は、寄附の受領を行おうとする時点において、契約の履行状況や給付金の交付決定状況を個別に確認した上で最低限の執行が確実に見込まれる額の範囲内とすることが必要です。

※2 本報告書は、四半期（6月・9月・12月・3月）に一度、当該四半期中の事業費確定前の寄附の受領の実績（1事業毎）をまとめて記載の上、当該月の翌月末までに提出してください。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(都道府県知事 市町村長) 名

年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況について、地域再生法施行規則第十四条第二項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況に関する客観的な指標 (重要業績評価指標 (KPI))

KPI	(単位)	申請時	→	目標値	実績値
	()		→		
	()		→		

2 事業費及び関連する寄附額 (単位：千円)

事業名	
歳出計	歳入計
	内訳
	地方創生応援税制の適用のある寄附金
	上記以外の財源

3 地方創生応援税制の適用のある寄附金の実績 (単位：千円)

事業費	金額
寄附法人名	
合計	

注 1) 基金を活用した事業については、基金執行計画・実績表 (様式 3-2) を併せて提出すること。

注 2) 基金を活用した事業については、地方創生応援税制が適用された寄附の全額が支出されるまで、この報告書を提出すること。

事業名		団体名										積算額の考え方	
		(単位：千円)											
事業の小区分		2016 (年度)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計	うち、●年● 月までの累計 額
計画	積立て額 (A)												
	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
	事業費												
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
実績	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額 (A)												
	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
	事業費												
計画	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額 (A)												
	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
実績	事業費												
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額 (A)												
計画	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
	事業費												
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績	積立て額 (A)												
	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
	事業費												
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
計画	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額 (A)												
	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
	事業費												
実績	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額 (A)												
	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
計画	事業費												
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額 (A)												
実績	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)												
	事業費												
	うち取り崩し額を 財源とするもの (B)												
	基金残額 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	積立て額 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち寄附額(地方創 生応援税制の適用の あるものに限る)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額計に占め る寄附額の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	事業費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画	うち取り崩し額を 財源とするもの計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基金残額計 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立て額計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち寄附額計(地方 創生応援税制の適用 のあるものに限る)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実績	積立て額計に占め る寄附額の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	事業費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち取り崩し額を 財源とするもの計 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基金残額計 (A-B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0